

鳥取市まち歩き推進実証事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市まち歩き推進実証事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、本市が鳥取市中心市街地活性化基本計画（令和5年3月17日内閣総理大臣認定）で定める「まち歩き推進ゾーン」にて、鳥取市中心市街地活性化協議会が実施するまち歩き推進実証事業に対し補助することによって、ウォークアブルなまちなかの実現に向けた検討の推進を図ることを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において「中心市街地」とは、鳥取市中心市街地活性化基本計画（令和5年3月17日内閣総理大臣認定）で定める中心市街地をいう。

(補助事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第15条第1項の規定に基づき設置される鳥取市中心市街地活性化協議会とする。

(補助事業)

第5条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、鳥取市中心市街地活性化協議会が実施するウォークアブルなまちなかの実現に向けた実証事業とする。

(補助対象経費)

第6条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費のうち、別表に掲げる経費とする。

(補助金の算定)

第7条 本補助金は、補助対象経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に5分の4を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、これを

切り捨てる。) 以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

2 本補助金は、200万円を限度額とする。

(交付申請)

第8条 本補助金の交付申請は、補助事業を実施する7日前までに行わなければならない。

2 規則第4条の補助金等交付申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

4 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、前条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第10条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業の完了、中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は本補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の2月28日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第3号及び第4号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第5号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年5月20日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。
3 この要綱の失効前に、この要綱の規定に基づき交付の決定がなされた補助事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和8年3月31日から施行する。

別表（第 6 条関係）

対象経費	内容	備考
報償費	出演者等に対する 出演料・報酬等	
旅費	出演者等に対する 旅費	・交通費及び宿泊費とする。 ・宿泊費については、スケジュール等の都合上やむを得ず宿泊が必要な場合に限る。
消耗品費	事務用品等、事業に係る消耗品費	・単価 1 万円以内のものとする。 ・食材に係る費用は対象外とする。
広告宣伝費	チラシ、ポスターの作成その他広告宣伝費	
雑役務費	警備員・アルバイトスタッフ等の賃金、保険料、振込手数料、駐車場代等	・事業主体の構成員等に係る賃金は対象外とする。 ・駐車場代は運営スタッフ及び運搬車両等の利用分に限る。
委託費	事業に係る委託費	・委託費の内訳を明らかにすること。
使用料及び賃借料	運営に係る機器、備品等のレンタル料等	
その他市長が必要と認める経費		

鳥取市まち歩き推進実証事業補助金 事業実施計画書

事業 内容	(1) 事業の名称
	(2) 事業実施日程 令和 年 月 日 ～令和 年 月 日
	(3) 実施場所
	(4) 事業内容
	(5) 実証事業の実施に至った経過・実証しようとする仮説
事業期間	交付決定の日 から 年 月 日まで

鳥取市まち歩き推進実証事業補助金 収支予算書

1 収入の部 (単位：円)

科 目	金 額	摘 要
補助金		鳥取市まち歩き推進実証事業補助金
自己資金 ※入場料等ある場合は別途記載		
合 計		

2 支出の部 (単位：円)

科 目	金 額	摘 要
報償費		
旅費		
消耗品費		
広告宣伝費		
雑役務費		
委託費		
使用料及び賃借料		
合 計		

鳥取市まち歩き推進実証事業補助金 事業報告書

事業 の目的	
事業 内容	(1) 事業の名称
	(2) 事業実施日程 令和 年 月 日 ～令和 年 月 日
	(3) 実施場所
	(4) 事業内容
実証事業の 成果	

鳥取市まち歩き推進実証事業補助金 収支決算書

1 収入の部 (単位：円)

科 目	金 額	摘 要
補助金		鳥取市まち歩き推進実証事業補助金
自己資金		
合 計		

2 支出の部 (単位：円)

科 目	金 額	摘 要
報償費		
旅費		
消耗品費		
広告宣伝費		
雑役務費		
委託費		
使用料及び 賃借料		
合 計		

様式第 5 号（第 11 条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

申請者 住 所

職氏名

（団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

鳥取市まち歩き推進実証事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日付鳥取市指令第 号により交付決定の通知のあった鳥取市まち歩き推進実証事業補助金について、鳥取市まち歩き推進実証事業補助金交付要綱第 11 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 交付された補助金等の額の確定額

（年月日付第号による額の確定通知額）

金 円

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額

金 円

4 補助金返還額（2 から 3 の額を差し引いた額）

金 円

5 添付資料

（1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
（別紙）

（2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）

（3）課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）

様式第 5 号（第 1 1 条関係）別紙

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 事業実施主体名
- 2 事業実施主体住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6 の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳 (単位：円)

区分		課 税 仕入れ	課税売上			非課税 仕入れ	合計
			対応分	非課税売上 対応分	共通 対応分		
経 費 の 内 訳							

(2) 課税売上割合%

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法